

事務連絡  
2025年(令和7年)11月28日

各指定障がい福祉サービス等事業者様  
各指定障がい児童所支援事業者様

福山市保健福祉局福祉部  
障がい福祉課福祉サービス担当課長

「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」における  
経営状況の報告について

平素より、本市の福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。見出しのことにつきまして、厚生労働省社会・援護局から【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】及び【児童福祉法】の一部改正する法律により、障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）に経営情報を毎年報告することになりました。

つきましては、2026年（令和8年）3月31日までに2024年度（令和6年度）決算情報の報告を障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）で行ってください。（今年度は経過措置により2026年（令和8年）3月31日までに報告）

なお、毎年度各事業所における障害福祉サービス等の情報を、「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」を通じて本市に報告していただいているが、未だ更新していない事業所については、併せて報告してください。既に報告いただいている事業所につきましては、行き違いでござる承ください。

## 1 実施要綱及び情報公表制度の概要等について

本市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/334276.html>

## 2 留意事項

・経営情報の報告期限は通常、毎会計年度終了後3か月以内です。（2025年度（令和7年度）については、経過措置として2026年（令和8年）3月31日までです。）

・年度の決算情報とは、会計年度の始期となります。

例）2024年度（令和6年度）決算情報の場合

○会計年度の始期 2024年（令和6年）1月～12月、2024年（令和6年）4月～2025年（令和7年）3月、2024年（令和6年）10月～2025年（令和7年）9月

例）2025年度（令和7年度）決算情報の場合

○会計年度の始期 2025年（令和7年）1月～12月、2025年（令和7年）4月～2026年（令和8年）3月、2025年（令和7年）10月～2026年（令和8年）9月

・法人や事業所の名称、所在地、連絡先等の法人情報及び事業所情報に変更があるときは、その都度変更が必要です。

・令和6年度報酬改定に伴い、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務

状況の見える化の推進を図る観点から、「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」が未報告となっている事業所に対して「情報公表未報告減算」が創設されています。については、減算要件をご確認いただき「障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）」への適正な情報の報告をお願い致します。

【問い合わせ先・提出先】

福山市障がい福祉課 事業者指定・指導担当

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話 (084) 928-1261 FAX (084) 928-1730